

(公告)住所不明にともなう「みなし自由脱退」の 処理について

2023年12月末日の基準日において、当会の機関紙「健康のひろば」や残高通知などが宛先不明で返送され、ご登録電話番号で連絡がとれず、かつ事業所の利用や出資金の変動がみられない組合員を対象に、「定款第10条2項」および「住所不明組合員の脱退手続きに関する規則」に基づき、2024年3月末日付けで「みなし自由脱退処理」をおこないます。

つきましては、「みなし自由脱退処理」を行う組合員を、2月16日(金)～3月15日(金)まで、健文会本部、まちづくり組合員活動支援部及び健文会が運営する病院、診療所で確認できるようにしています。住所変更などの届け出がお済みでない組合員は、ご確認の上、手続きをおこなっていただきますようお願い致します。

2024年1月27日
医療生活協同組合健文会理事会